

令和6年度版

保留地購入資金等融資制度案内

1. 融資条件

真岡市内で実施している土地区画整理事業（市施行・組合施行等）の保留地等について、

- ・購入（納付）しようとする方（法人を除く）
- ・購入（納付）済みで未償還の方、ならびに既に資金の融資を受けている方で、取扱金融機関の破綻、合併、営業譲渡等に伴い資金の借り換えをしようとする方（以下「借換者」という。）



これらの方々に、次の要件を満たしている方

- ① 自己資金のみでは経費を調達できない方
- ② 年収の1/2の額が毎月の返済金の5倍以上の方。この場合、世帯の収入を加算することができる。
- ③ 市税等を滞納していない方

2. 融資内容

	小宅地等の取扱による 随意契約保留(市有)地 ^{※1} 等 ^{※2}	一般保留地等及び左記以外の 随意契約保留(市有)地等	借換者
所得制限	なし	借入申請者の収入が 1,500万円以下	借換前と同じ
融資限度額	なし	購入総額の8割以下で 1,500万円以下	取扱金融機関の 貸出残高以内
融資利率	無利子	2.0% (固定金利)	借換時の利率
融資期間	10年以内	10年以内	取扱金融機関 の残期間以内
償還方法	均等月割償還	元利均等月割償還及び 半年賦併用償還	借換前と同じ
担保・保証	借入申請者と金融機関 との契約	借入申請者と金融機関 との契約	借入申請者と金 融機関との契約

※1 小規模の宅地において減歩等により宅地面積が小さくなる場合、適正規模の宅地とするために設定された保留地や、換地計画において隣接地と一体で土地利用するために設定された保留地のこと。

※2 清算金も対象に含まれます。

- 足利銀行 ー 真岡支店・真岡西出張所・久下田支店
 (受付はすべて真岡支店となります)
- 常陽銀行 ー 真岡支店・久下田支店
 (受付はすべて真岡支店となります)
- 栃木銀行 ー 真岡支店・真岡西支店
 (受付はすべて真岡支店となります)
- 筑波銀行 ー 真岡支店 (受付は筑西支店となります)
- 真岡信用組合 ー 本店・荒町支店・長田支店
- はが野農業協同組合 ー 真岡支店・二宮支店

4. 申請に必要な書類

《取得先》

- 保留地購入資金等融資申請書……………都市整備課
- 借入申請者等の収入証明書……………勤務先・市町村役場等
- 市税等完納証明書……………市町村役場等
- 土地売買契約書の写し
- 購入土地付近見取図及び平面図
- 仮換地証明書……………各土地区画整理組合
- 保留地証明書……………各土地区画整理組合
- 清算金等金額通知書及び換地処分通知書の写し……………各土地区画整理組合
- 借換者は、取扱金融機関の残高証明書
- その他金融機関が指定するもの

※申請の際は、必要書類について都市整備課までご相談ください。

※各証明書の料金については、発行部署へ確認して下さい。

5. 申請から融資までの流れ

1. 融資申請書に必要な書類（上記参照）を添えて、市へ申請して下さい。
2. 市で審査後、申請書類（写）をお返ししますので、金融機関へ提出して下さい。
3. 金融機関で、添付書類以外に必要な書類がある場合には、申請者が用意して下さい。
 (印鑑証明書、人的・物的担保など)
4. 金融機関で審査し適正であれば、融資決定通知書を市で交付します。
5. 申請者は、融資決定通知書を金融機関に提出し、融資を受けて下さい。

申請・お問合せ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地



真岡市建設部都市整備課（新庁舎2F）

TEL 0285-83-8155

FAX 0285-83-6240

